

★遺産分割協議書、審判書謄本等のサンプルとチェックポイント

(遺産分割協議書の署名欄)

(中略)

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

令和3年4月22日

長野県長野市長野1丁目1番1号 相続人 近代花子 ㊟

長野県長野市長野1丁目1番1号 相続人 近代一郎

上記 不在者財産管理人 長野県長野市川中島5丁目5番5号 古代 歩 ㊟

不在者の署名押印は不要。代わりに不在者財産管理人の署名押印を確認する

不在者財産管理人が選任されたことを「不在者財産管理人選任申立事件審判書」で確認する

不在者財産管理人が、本人に代わって遺産分割協議を行うことの許可を受けているか確認する

遺産分割協議(案)のとおり相続預金等の名義変更手続き等がとられているかどうか確認する

審判が確定した旨の記載がない場合には「確定証明書」をもって審判確定の確認をする

令和3年(家)第123号

審判

【住所】 長野県長野市川中島5丁目5番5号

申立人(不在者財産管理人) 古代 歩

【本籍】 長野県長野市長野1丁目1番1号

【住所】 長野県長野市長野1丁目1番1号

不在者 近代 一郎

上記申立人からの不在者財産管理人権限外行為許可申立事件について、当裁判所はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。

主文

申立人が、被相続人近代太郎の遺産につき、別紙のとおり分割協議をすることを許可する。

令和3年4月1日 長野家庭裁判所 家事審判官 梶 法治 ㊟

以上は謄本である 同日於同庁 長野家庭裁判所 書記官 葛西 祥明 ㊟

遺産分割協議書(案)

被相続人 近代太郎の死亡により開始した遺産相続において相続人近代花子および相続人近代一郎の不在者財産管理人古代歩は、協議を行った結果、後記のとおり遺産分割協議が成立した。

(中略)



●異例なケース  
⑨ 音信不通の人がいる旨を伝えられた...

**遺** 産分割の手続きは相続人全員が揃ったうえで話し合い、合意を得なければなりません。つまり相続人の中に音信不通の人がいる場合には、全員で遺産分割協議をすることができず、手続きを進めることができません。このような場合には以下の2つの方法をとることになります。

① 失踪宣告の手続き

まず「失踪宣告」を行い、所在不明者が死亡したものとします。その後、不明者の法定相続人がその地位承継者として遺産分割協議

に参加して手続きを行う方法です。失踪宣告は所在不明者が7年以上行方不明の場合に、家庭裁判所に申し立てることにより審理されます。

家庭裁判所における失踪宣告は、申立てから1年以上かかることとされています。また、失踪宣告は死亡と同様の効果を生じさせるため、失踪宣告が成立した時点で所在不明者の相続も開始されます。なお、死亡したものとみなされるのは失踪から7年を経過した日です。戸籍謄本に失踪宣告に関する記載がされますので、その戸籍謄本を入手し確認しましょう。

もし、失踪宣告を受けた後に生存が判明したときには、家庭裁判所への申立てによって失踪宣告が取り消されます。この場合、失踪宣告がなかったものとみなされ、すでに行われた遺産分割協議は無効となる可能性もあります。

**不在者財産管理人は相続人以外から選任**

② 不在者財産管理人の選任

家庭裁判所にて選任された「不在者財産管理人」が不在者に代わって遺産分割協議に参加し、手続きを行う方法です。不明期間が7年未満、あるいは7年行方不明でも親族の感情などから死亡扱いすることに問題がある場合には、不在者財産管理人の選任の手続きによることとなります。

不在者財産管理人は、本人の財産を維持管理することを目的としており、遺産分割協議に参加する権限を持っていません。不在者財産管理人が遺産分割協議に参加するには、家庭裁判所に「不在者財産管理人の権限外行為」の許可を取る必要があります。なお、相続人など利害関係人は遺産分割協議に参加できませんので、相続人以外の人を不在者財産管理人に選任する必要があります。

不在者財産管理人の選任、および不在者財産管理人の権限外行為の許可のいずれの申立てにおいても、添付資料として遺産分割協議(案)を提出する必要があります。不在者相続人の取得分は法定相続分以上でないと原則として家

- ポイント**
- 音信不通ならば失踪宣告の手続き、または不在者財産管理人の選任を行う
  - 不在者財産管理人が遺産分割協議に参加するためには、許可が必要となる

庭裁判所に認めてもらえません。相続預金の名義変更手続きにおいては、不在者財産管理人の選任、および不在者財産管理人の権限外行為の許可の審判書の謄本を入手し、添付された遺産分割協議書(案)のとおり手続きされるかどうか確認しましょう。

なお、遺産分割協議書には不在者の代わりに不在者財産管理人が署名押印することになりますので、不在者財産管理人の実印の押印および印鑑証明書と照合を行います。また、審判書において審判が確定した旨の記載がない場合には、「確定証明書」をもって審判確定の確認をしましょう。

★相続放棄申述受理証明書のサンプルとチェックポイント

相続放棄申述受理証明書				
被相続人	氏名	近代 太郎		
	本籍	長野県長野市長野1丁目1番1号		
申述人	氏名	近代 一郎		
	事件番号	令和3年(家)第9号	申述を受理した日	令和3年4月1日

上記のとおり証明する。  
令和3年4月10日  
長野家庭裁判所 書記官 葛西 祥明 ㊞

申述人が、被相続人の相続人であり、有効に相続の放棄がされたことを確認する

- ポイント**
- 相続放棄をした場合は、最初から相続人でないとみなされる
  - 相続放棄申述受理証明書は被相続人の財産と債務を引き継いでいない点を証明

3位の兄弟姉妹である兄・近代初男さんが相続人となる——といった具合です。

遺産分割協議を行う相続人はだれなのかを、この点を踏まえて確認しなければなりません。

また相続放棄申述受理証明書は、相続放棄の申述が受理されたことを証明する書類で、家庭裁判所に申請することにより入手できます。この書類は債権者に対して相続放棄により被相続人の債務を引き継いでいないことを証明するもので、本来相続人ではなかった人が、相続放棄によって繰り上がり相続人になったという証明に用いることになります。

●異例なケース  
⑩ 相続放棄した人がいる旨を伝えられた…



**相** 続とは「被相続人の財産上の権利や義務を相続人が引き継ぐもの」とされています。しかし、相続人の意思に反してまで相続が強制されるわけではありません。そのため、相続人には家庭裁判所において「相続放棄」「限定承認」の手続きが認められます。

相続財産には、現金預金および有価証券、不動産などの財産だけでなく、借入金などの債務も含まれることになります。仮に相続する財産よりも債務のほうが大きければ、相続人はその債務を個々の財産や毎年の収入から弁済していかねばなりません。

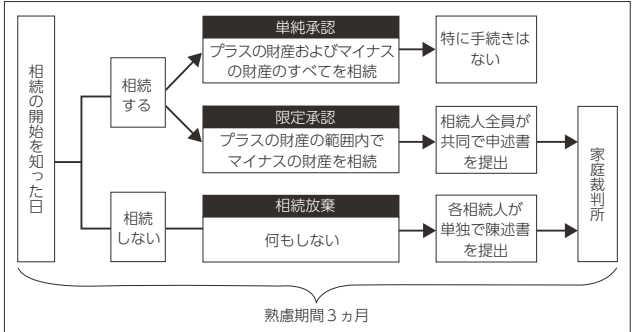
このような場合には、民法では相続放棄と限定承認（相続した財産の範囲内で債務を承継すること）を認めています。それらの手続きをする場合、相続人は相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に行わなければなりません。何もせずにこの期間が過ぎてしまうと、すべて相続する意思がある（単純承認）とみなされます。

**3ヶ月以内に行う 相続放棄は相続開始から**

相続放棄の手続きは、相続人が「相続放棄申述書」を相続の開始から3ヶ月以内に家庭裁判所に提出することにより開始されます。家庭裁判所は、この申述書によって本人の意思を確認したうえで受理されます。いったん相続放棄が受理されると、相続放棄の取消は原則としてできません。

ここで注意したいのが、相続放棄があった場合には「その放棄

●相続の意思表示



をした相続人は最初から相続人でなかったとみなされる」という点です。具体的には、相続放棄者の子や孫には代襲相続は行われず、第1順位の相続人全員が相続を放棄した場合は、第2順位または第3順位の相続人が繰り上がって相続人となります。

例えば、相続人である子・近代一郎さんが相続放棄の手続きをとったことにより、初めから相続人でなかったとみなされ、相続順位

★数次相続の場合の遺産分割協議書のサンプルとチェックポイント

遺産分割協議書	
被相続人 近代太郎 生年月日 昭和5年5月5日 死亡年月日 平成23年2月28日 最後の住所 長野県長野市長野1丁目1番1号 最後の本籍 長野県長野市長野1丁目1番1号	最初の相続人の情報が記載される
相続人兼被相続人 近代一郎 生年月日 昭和35年6月6日 死亡年月日 令和3年3月3日 最後の住所 長野県長野市長野1丁目1番1号 最後の本籍 長野県長野市長野1丁目1番1号	
被相続人 近代太郎の遺産につき、本日分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。	
第1条 相続人近代花子が相続する財産 (中略)	自店の相続預金等が記載されているか確認する
三、普通預金 東ながの信用金庫 川中島支店 口座番号13579 信州銀行 野沢温泉支店 口座番号8765 四、第1条、第2条一から三に掲げる財産以外のすべての財産 (中略)	
上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。	
令和3年4月22日	相続預金が記載されていない場合には、その他の財産の取得者を確認
長野県長野市長野1丁目1番1号 相続人 近代花子 ㊟	
長野県長野市長野1丁目1番1号 近代一郎の相続人 近代一美 ㊟	
長野県長野市長野1丁目1番1号 近代一郎の相続人 近代孫彦 ㊟	被相続人に対する身分と、相続人兼被相続人に対する身分が併記される

最初の相続人の情報が記載される

亡くなった相続人が相続人兼被相続人として記載されていることを確認する

自店の相続預金等が記載されているか確認する

相続預金が記載されていない場合には、その他の財産の取得者を確認

被相続人に対する身分と、相続人兼被相続人に対する身分が併記される



●異例なケース  
⑪ 代襲相続・数次相続の発生しているケースで払戻しを依頼された…

**相** 続人の範囲は、民法で配偶者および血族相続人（子、直系尊属、兄弟姉妹）と定められています。ここでは、相続人の特殊なケース「代襲相続」と「数次相続」を取り上げます。

代襲相続とは、被相続人の死亡以前に被相続人の相続人であった子や兄弟姉妹が死亡等により相続権を失っていた場合、相続権を失った人の代わりにその子が相続権を継承することをいいます。

図表1をみると、被相続人の太郎さんが死亡する以前に太郎さん

の子である一郎さんは死亡していません。この場合、代襲相続により子である一郎さんの相続権（法定相続分2分の1）は、一郎さんの子である孫彦さんに承継されます。

したがって、この事例での相続人は配偶者である花子さんと、子・一郎さんの代襲相続人である孫彦さんの2人となるというわけです。なお、代襲相続人が複数いる場合には、その相続分は均等割りとなります。

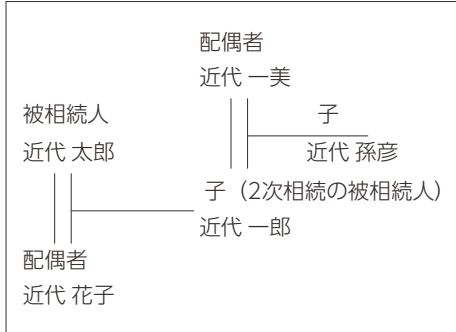
相続人がだれであるのか、その

相続人の生死を確認するために、被相続人の出生から死亡までの戸籍と相続人の現在の戸籍を徴求しなければなりません。また、相続人である子または兄弟姉妹が被相続人よりも前に死亡していたのであれば、代襲相続人の戸籍謄本等を入手して、その存在を確認することも必要になります。

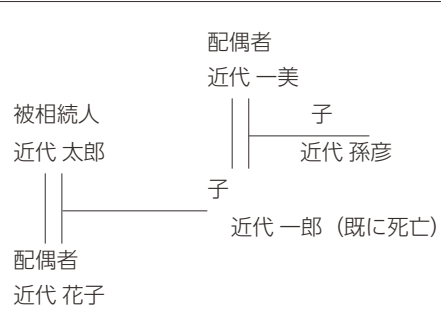
**数次相続では遺産分割協議書が特殊な記載方法に**

遺産分割協議が完了する前に相続人が亡くなることで新たな相続

図表2 数次相続の例



図表1 子の代襲相続



- ポイント**
- 代襲相続とは、死亡等により相続権を失った人の代わりにその子が継承すること
  - 数次相続とは、遺産分割協議完了前に相続人が死亡し、相続が重複すること

に放っておくと、数次相続が発生する可能性が高くなります。

代襲相続との違いとしては、代襲相続では死亡の順番は「相続人↓被相続人」ですが、数次相続の場合には、「被相続人↓相続人」となる点です。また、代襲相続の場合には遺産分割協議書の様式等は通常と同様ですが、数次相続の場合には複数の相続にかかる遺産分割を一度に行う必要があり、特殊な記載方法となります。

亡くなった相続人は、1次相続にかかる遺産分割協議への参加ができないため、その死亡した相続人の相続人が立場を承継して協議に参加します。